兵　庫　県　瀬　戸　内　海　海　区

区　画　漁　業　の　漁　場　計　画　（　変　更　）

令和８年11月

1　漁業権に関する事項

(1)　区画漁業権

ア　公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等　　方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
区第319号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	神戸市中央区神戸空港地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア　北緯34度38.41分、東経135度13.93分 イ　北緯34度38.41分、東経135度13.90分 ウ　北緯34度38.43分、東経135度13.90分 エ　北緯34度38.43分、東経135度13.93分	付記のとおり	神戸市	中央区		個別漁業権	新規漁業権

イ　免許予定日　　令和９年４月１日

ウ　漁業権の存続期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

付　記

条件

1　養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

2　漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。

3　養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

2　保全沿岸漁場に関する事項

該当なし